

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年7月4日（令和6年（行情）諮問第788号）

答申日：令和8年1月23日（令和7年度（行情）答申第828号）

事件名：看護師国家試験問題並びにこれにかかる回答及び解説の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その全部を不開示とし、同2に掲げる文書（以下「本件対象文書2」という。）及び同3に掲げる文書（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書3を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書1の全部を開示すべきであり、本件対象文書2につき、「各問題を採点するための資料」を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年3月13日付け厚生労働省発医政0313第5号により厚生労働大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 厚生労働大臣（処分庁）は、行政文書不開示決定通知書の中で、審査請求人（開示請求者）が請求した「第113回看護師国家試験問題（以下、第2において「当該試験問題」という。）を不開示決定した理由として、法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当することを挙げた。
- (2) しかし、当該試験問題は、その試験が行われた2024年2月11日に、全国各地の試験会場で受験者6万人以上に書面の形で配布されている。その受験者は、当該試験問題を他人に譲渡することや、他言してはならないという法律上の制約は課されていない。すなわち、当該試験問題は、既に公になっているものと解することができる。

- (3) したがって、当該試験問題は、厚生労働大臣（処分庁）が主張する不開示情報には該当せず、全て開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年2月13日付け（同月16日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、「第113回看護師国家試験に関する次の文書。問題。回答。解説。」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が令和6年3月13日付け厚生労働省発医政0313第5号により不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これ不服として、同月21日付け（同月25日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

- (1) 原処分の妥当性について

ア 本件対象文書の特定について

審査請求人が開示を求める行政文書は、第113回看護師国家試験に起案する問題並びにこれに係る回答及び解説である。

イ 試験問題について

試験後の取扱いは、特段指定されておらず、持ち帰る等その扱いについては、受験者の判断に委ねられている。

しかしながら、例年、試験問題は、試験前の検討とは別に、試験後から合否発表までの間に、様々な角度から試験問題として適切かどうかを検討しており、原処分を行った時点では、試験の合否に係る審議中であつたものである。このため、試験委員が公表されている状況等を考慮すれば、原処分を行った時点で試験問題を公にすると、合否に係る意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれがあり、法5条5号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。なお、当該試験問題については、令和6年4月24日にホームページで公表している。

ウ 回答について

本件開示請求があつた時点で、事務処理上作成した事実がないため不開示とした原処分は妥当である。なお、令和6年3月22日にホームページで公表している。

エ 解説について

国家試験の問題については、そもそも広く問題の概要や正答となる

考え方を解説することを念頭に置いておらず、解説に関する行政文書を作成することはないため、不開示とした原処分は妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、当該試験問題は受験者6万人以上に配布されている事実をもって、公に公表されているため、開示すべきである旨を主張するが、上記(1)イのとおり、試験問題については、合否発表までの間は合否に係る意思決定過程の情報であると解されるから、その主張は、原処分の結論を左右しない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年7月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和7年11月28日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書1の見分及び審議
- ⑤ 同年12月22日 審議
- ⑥ 令和8年1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1につき、その全部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、その不開示情報該当性並びに本件対象文書2及び本件対象文書3の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書2及び本件対象文書3の保有の有無について

- (1) 本件開示請求は、令和6年2月11日に行われた第113回看護師国家試験の問題(本件対象文書1)、回答(本件対象文書2)及び解説(本件対象文書3)の開示を求めるものであるところ、諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)及び当審査会事務局職員をして諮問庁に求めさせた補足説明において、おおむね、以下の理由から本件対象文書2及び本件対象文書3を保有していない旨説明する。

ア 審査請求人が本件対象文書の開示請求を行ったのは、第113回看護師国家試験の2日後である令和6年2月13日付けであり、厚生労働省において当該開示請求書を受け付けたのは、第113回看護師国家試験の5日後となる同月16日である。

イ 正答（本件対象文書2）については、開示請求を受けた時点（令和6年2月16日）では作成していなかったが、その後約1か月程度で作成したので、令和6年3月22日に厚生労働省のウェブページで公表した。

ウ また、解説（本件対象文書3）については、そもそも広く問題の概要や正答となる考え方を解説することを念頭に置いておらず、事務処理上、解説が必要となることはないので解説を作成する必要がなく、実際にも作成していない。

(2) 本件対象文書2について、諮問庁は、上記(1)イのとおり説明するが、試験実施時点で、各設問の正解が分かる資料が一切存在しないというのは不自然であると思料され（多肢選択式を基本とする試験問題を作成する段階で正解は分かっているはずである。）、また、令和6年3月中旬（16日頃）になって作成した「正答値表」に基づき、極めて短期間で採点作業を終了し、同年3月22日に合否発表するというのは、日程的にも無理があるように思われる。

このため、再度、念のため当審査会事務局職員をして諮問庁に補足説明を求めさせたところ、おおむね、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、「第113回看護師国家試験に関する次の文書。回答。解説。」を開示請求文書として請求しているところ、開示請求を受けた時点（令和6年2月16日）で、回答をまとめた資料は事務処理上作成した事実がない。

イ 一方で、御指摘のとおり、各問題を採点するための資料は存在している。ただし、当該資料については、厚生労働省が行う国家試験事務に関する情報であって、開示することにより、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する文書であるため不開示となる。

諮問庁は、上記イのとおり、開示請求の時点で「各問題を採点するための資料」が存在するとしており、審査請求人の開示請求の趣旨を踏ま

えると、当該資料は本件対象文書2に該当すると判断することが適当であるので、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

- (3) 本件対象文書3について、開示請求受付時点で保有していないとする諮問庁の上記(1)ウの説明に、特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書3を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書1の不開示情報該当性について

- (1) 原処分では、試験問題(本件対象文書1)は法5条5号及び6号柱書きに該当することから不開示とされており、これに対して諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)において、本件対象文書1について、おおむね、以下のように説明する。

ア 試験後の取扱いは特段指定されておらず、持ち帰る等その扱いについては、受験者の判断に委ねられている。

イ しかしながら、例年、試験問題は、試験前の検討とは別に、試験後から合否発表までの間に、様々な角度から試験問題として適切かどうかを検討しており、原処分を行った時点では、試験の合否に係る審議中にあったものである。このため、試験委員が公表されている状況等を考慮すれば、原処分を行った時点で試験問題を公にすると、合否に係る意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれがあり、法5条5号に該当する。なお、当該試験問題については、令和6年4月24日にホームページで公表している。

- (2) 法5条5号及び6号柱書き該当性について

ア 本件対象文書1は、第113回看護師国家試験問題であり、多肢選択式を基本とし、記述式を含まない試験問題となっていると認められる。

イ 諮問庁は、「試験後から合否発表までの間に、様々な角度から試験問題として適切かどうか検討」している旨説明するが、保健師助産師看護師法17条においては、看護師国家試験は看護師として必要な知識及び技能について、これを行うと規定されており、看護師として必要な知識及び技能を備えていることを確認するためにふさわしい試験問題であるかどうかという観点からの検討は、主として試験の実施前に行われていると考えられる。

ウ 他方、試験実施後には、受験者や外部からの指摘なども契機として、各設問について、例えば、正答が存在しないのではないか、問題作成段階で想定していた正答以外にも正答が存在するのではないか(正答が複数存在するのではないか)などの観点から検討をすることはあり

得ると考えられる。

しかしながら、既に実施した試験問題の変更・訂正を行うことはできないことから、この検討の実質は、各設問を見ながら、例えば、i 問題の作成段階で想定していた正答をそのまま正答として確定し採点する、ii 複数の選択肢が正解と考えられる設問については、複数の選択肢を正答として採点する、iii 正答が存在しない設問は採点から除外するなど、試験の合否を決定するために、正答や採点上の取扱いを確定させるための検討であると考えるのが自然である（この検討は、諮問庁が説明する「試験の合否に係る審議」でもあると考えられる。）。

そうすると、既に実施済みで変更・訂正ができず、受験者に持ち帰りを認めている試験問題を原処分時点で公にしたとしても、このような検討・審議に支障が生ずるとは考え難い。

エ また、当審査会事務局職員をして、諮問庁が「試験委員が公表されている状況等を考慮すれば、原処分を行った時点で試験問題を公にすると、合否に係る意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれ」があるとする意味等について補足説明を求めさせたところ、おおむね、以下のとおり説明する。

(ア) 保健師助産師看護師試験委員会の委員は、委員会の性質上、各領域の試験問題が作成できる人物を任命しており、各領域には特定分野を専門とする委員も複数名在席している。また、試験問題として適切かどうかの検討に当たっては、保健師助産師看護師試験委員会の委員からも意見を頂戴している。

(イ) したがって、問題の内容から作問者が容易に特定され、かつ、試験問題を変更・訂正できない場合であっても、原処分を行った時点では試験の合否に係る審議中であることから、試験問題を公表することで、保健師助産師看護師試験委員会の委員に受験者を含む第三者から様々な意見が送付される可能性があり、当該委員がその審議に参加している以上、合否決定等に係る審議及び意思決定の中立性に不当な影響が存在しないと断定することは困難であると考えられる。

オ しかしながら、受験者に試験問題の持ち帰りを認めていること、試験問題を公にしても、合否に係る審議の状況が明らかになるわけではないこと等に鑑みれば、上記エの諮問庁の説明は是認できない。

カ さらに、試験の合否発表よりも前に試験問題を公にすることにより支障が生じないか検討すると、試験実施後や合否発表後に、受験者や外部からの指摘などを契機に上記ウに記載するような事実（例えば、正答が存在しない、正答が複数存在するなど）が判明した場合には、その判明するタイミング・時期を問わず、いずれにしてもその態様に

応じた適切な措置を講ずることが必要になると考えられる。そうすると、合否発表まで、あるいは、試験問題を厚生労働省のウェブページで公表するまでの間に限り、試験問題を公にすると看護師国家試験に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えるのは不合理である。

キ したがって、本件対象文書1は法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、その全部を開示すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その全部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書3を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書1は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、厚生労働省において本件対象文書2に該当する文書として「各問題を採点するための資料」を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙 本件対象文書

1 第113回看護師国家試験問題（本件対象文書1）

- (1) 113 午前
- (2) 113 午前（ルビあり）
- (3) 113 午前別冊
- (4) 113 午前別冊（ルビあり）
- (5) 113 午後
- (6) 113 午後（ルビあり）

2 上記1に係る回答（本件対象文書2）

3 上記1に係る解説（本件対象文書3）